

平成30年度仙台市ツキノワグマ管理事業実施計画

仙台市	
H30計画	備考
<p>1 被害軽減目標</p> <p>(1) 面積 79a未満</p> <p>(2) 金額 740千円未満</p> <p>(3) 作物 水稲、柿、りんご、栗、梨等</p> <p>(4) その他 (人身被害・生活被害)</p> <p>誘引物 (ツキノワグマのエサとなる果樹や蜂の巣、生ごみ等) の除去や適切な管理を所有者に呼びかけ、注意喚起を行うことにより、生活被害の減少や人身被害の未然防止を目指す。</p>	<p>仙台市鳥獣被害防止計画 (平成29年度策定) による被害軽減目標 (平成30年度) へ向け、被害を軽減させる。</p>
<p>2 被害防除対策</p> <p>(1) 日常的な啓発・注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ「クマ出没情報マップ」及び「仙台市メール配信サービス」により、クマの出没情報を提供。 ・出没が多い地域において、市民向けクマ対策啓発講座の開催、地区まつりへの出展等により、クマの生態やクマを誘引・遭遇しないための対策について啓発 ・クマの誘引物となる果樹の幹へのトタン巻きの推奨。 ・市政だよりや市ホームページ等での広報及び公共施設での啓発チラシの配架。 <p>(2) 出没情報を受けた際の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管轄警察署と適宜連携し、出没地周辺の確認及び広報車による巡回広報を実施。 ・市街地や民家近くでの出没の場合、専門業者による誘引物や移動経路に関する現地調査を実施。必要に応じて周辺住民に果実の収穫等の被害防止策を助言・指導。 ・出没地区の幼稚園、小中高校等の教育施設及び保育所等の児童福祉施設への速やかな周知。 ・出没状況により、花火による追い払い、クマ出没注意看板設置、町内会を通じた出没情報の周知等を実施。 <p>(3) 被害が発生した場合または現地調査等により特に被害が懸念される場合の対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への発表及び市ホームページによる注意喚起。 ・周辺住民に対し、誘引物の除去、周辺の刈り払いや除草、電気柵設置等の防除対策の速やかな実施について助言。 ・県・警察等関係機関と連携し、速やかな捕獲を実施。クマが市街地にとどまるなど特に危険な場合については、県から権限移譲を受ける緊急捕獲許可権限により対応。 	
<p>3 生息環境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山林に入る際の注意などクマに出会わないための対策をホームページやチラシ、講座などで啓発。 ・登山や川遊び等、行楽の際のごみの持ち帰りの呼びかけなど、クマを引き寄せない環境づくりの推進。 ・出没が頻発する地域の住民への刈り払いや除草、電気柵設置等の推奨。 	
<p>4 その他</p>	